平成２９年（フ）第９５５０号
東京都北区田端新町２丁目10―３―703
債務者　大吉香寿子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５５５号
東京都大田区東馬込１丁目25―７　樋口荘１階
債務者　藤永　英己
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５６６号
東京都大田区田園調布本町27―９―202
債務者　鳥海　喜孝
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７０号
東京都台東区谷中７丁目17―10　西岡方10Ａ
債務者　保住　美徳
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７３号
東京都北区志茂２丁目28―３
債務者　渡邊　　仁
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８３号
東京都江東区南砂３丁目11―１―304
債務者　中村　靖夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８７号
東京都新宿区下落合４丁目６―17―203
債務者　北郷　啓介
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８８号
東京都西東京市西原町３丁目２―５―305
債務者　阿部　敦子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９３号
東京都渋谷区本町３丁目11―５
債務者　石山美由紀
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９４号
東京都大田区大森北３丁目29―17―202
債務者　渡邉　由香
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５９５号
東京都品川区八潮５丁目10―49―404
債務者　有川　真惇
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０７号
東京都中央区湊３丁目９―３―401
債務者　海老原真由美（旧姓兵頭）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０９号
東京都渋谷区本町５丁目34―11―306
債務者　宮下　卓也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６１３号
東京都練馬区関町南４丁目10―19　第二テラス浜中　202
債務者　鈴木　俊幸
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６１６号
東京都府中市天神町１丁目13―42―201
債務者　澤田　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５号
熊本県天草市久玉町97番地１　共和ハイツ101号、前住所熊本県天草市久玉町4601番地
債務者　瀬﨑　真帆（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部